

CHIRIM

100

.....

10

1

100

きには現在の事情においては泣き寝入りになると思いますが、それは苟くも一定の登録を受け、又はそれについての表示をしている場合でありまして、その結果に虚偽の表示があるという事実を発見したときはというのでありますから、いいものをこれは悪いものだというふうな思い間違ひを誤りといふことは先づ想像はできませんけれども、実際の事実問題としてはないのではな

いとおもうのですが……

○竹中七郎君 ちよつと関連して……今の問題ですが、結局官廳やなんかに出出して検査を受ける、そうすると何日かしてそれがいいものか悪いものかという判断をして頂けませんか。これは農薬審議会というものは一つしかない、地方からいい農薬ができてこれを申請した、その間一月とか二月とか、或いは二週間とかいうような期限というものがなければならぬ、この問題を伺いたします。

○政府委員(山瀬利作君) これに関する「販賣の禁止若しくは停止を命じ」というのについて一定の期間というものは、これは法律の上には書いてございませぬ。併しながらすべての場合を通じて、登録申請がありましてから二ヶ月以内でありますとか、異議の申立てについてのもつと短かい期間、異議の申立ても二ヶ月、こういうふうにございまするが、この十四條の場合におきましては、結局すでにこれ／＼であるべきところの農薬が、違つたものの内容にすり変えられておるといふ点でありまして、そういう犯罪事実の起りました場合は、これは早速分析をして、そしてその事実を確かめるわけでありまして、日時の制限はござい

ませんけれども、何もそういうふうなことをいふたから放つて置く、而も事實は品質の正しいものである。こういうふうな事態は實際問題として想像をする必要はなからうと、私共はそう思っております。

○委員(長尾義男君) 羽生さんの御質問の点はこうではないのですか。十四條の場合は一應第二條の三項で、二ヶ月以内に審議会の議決を経て登録されておる農薬が賣られておつて、それが今度十四條のこういうことの検査に引つかかるという場合だから、そこで取消されるまではその農薬は当然販賣可能だと、こういうことになるんではないんですか。

○羽生三七君 そうです。

○政府委員(山瀬利作君) その間のやつは、この法律に関する限りは販賣できるといふことになる。併しその事柄は同時に懸ければ罰則を受けます。それからやはり非常に害のあるようなものであれば、これは何か一般警察取締の方でその処分があるまでは自由だといふのもおかしいじやないか、何か取締の途があるじやないか、こういう考えを持つております。

○羽生三七君 私さつき御質問の時に逐條に入つてしまつて、根本的な問題をあと廻しにしたような形でありまして、実はこれはこういう農薬取締法案というものが、今日農薬生産力を阻害しておるという／＼な弊害を排除するに一つの貢獻をするかも知れないといふことについては別に異議がないのであります。又そういうものは必要だと思つております。併しこの際承つて置きたいことは、この前の種苗法案、あ

○政府委員(山瀬利作君) 種苗法案につきましては、その実施の實際のやり方が遅々としております。これが行きつまずき、非常に遅れて整備をしております。これは、これは言明を申上げるよりであります。これは昨秋以来新しい人員の設置というところを見合せるといふこと、ところが日本の政府としましては、種苗法に関する限りはよからうと言つたところが、関係方面においてどうしてもこれを認めない、そういうところの障害がございまして、ものでありますから、これの施行も延び延びになつております。現在施行はいたしておりますけれども、人員が揃いませんので、結局十分なる働きをいたしております。正直に申し上げますと、園藝試験場での事務を扱うといふことになつております。併しこれは扱つた以上はやはり人を置かなくちゃ動かんのは当り前でありまして、それはやはり行政整理等が一段落つきま

す。それが地方の人を頼むという程

度で法律の施行ができるかという点であります。これは地方自治の考え方、昔のような府縣が國の機関であるがごとき状態と違ひましたけれども、併し實際にこういう取締法令の運用をいたしましたのは、これはやはり府縣に委嘱し、且つ府縣は國の事務をやはり行つたといふことの使命は又地方自治法にちやんとあるわけでありまして、やはり昔のような関係でやつて行きますと、一つ／＼の事柄にそれぞれ専門家を地方に置くといつたところでは、これは國の予算としてそういうことはできないのでありますし、やはり適當でないと思われ。やはり府縣の人に委嘱……名前は委嘱と言つて非常に名づけるいふよりでありますけれども、働かしたしましては政府と府縣とは關係を密にして運用して行きた。この法律につきましては府縣に一名宛のそういう人を委嘱するところの経費が計上してございます。

○岡村文四郎君 この法律は非常に重要な法律で、農薬の検査というものは全然技術的か何かの意味で、何もないといふことはなかつたと思ひますが、國家として検査するといふことが實際に行われれば非常に重要なことであり、いいことだと思ひます。それから局長の羽生さんの御質問に対してのお答えは、まだしつかりこうした機構で万全を期した検査をするといふことができていないようにも思ひますが、法律ができました以上、是非十分な検査を行うようにして欲しいと思ひますが、まだどうもちよつと駄目な感じがしないように思ひます。

それからその次に、どうも分らんのでお聞きしますが、一條の二項に「前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす」と、こゝ書いてあるのではありませんが、これは業者から百姓が買ひ込んでしようが、どうもどういふものか、ちやんとしたものでないから分りませうが、鳥とか蜂とか、益鳥、益虫でしようから、野放しにして置けば自然に当嵌まると思うのですが、この点ちよつとお聞きしたいと思ひます。

それから第二條の4の「農林大臣は、前項の検査につき、省令で定めるところにより、申請者から手数料を徴収することができ」と書いてあります。これが、これはどうでなしに、「取る」……これでは如何にも國の財政上間に合えば取らんでもやる。こういうふうに見えるのですが、國の財政も樂でないのですから「取る」とした方がはつきりするのじやないかと思ひますが、この点一つ。

それから第四條の2、3ですが、羽生さんからいろいろお聞きになりましたが、2の「農林大臣は、前項の申立を受けたときは、その申立を受けた日から二箇月以内に、農薬審議会の議決を経てこれについて決定をし」と云々と書いてありますが、実に非常に日にちが長い。その他にもありますが、農薬というものは使う時期が凡そ決つておるので、異議の申立をしたなり、いろいろして二ヶ月も経たなければ審議会が決まらんやうでは万事休すといふことになるやうな感じがするので、これは審議会の構想も示してありますが、手つ取り早く中央に直ぐに審議会を招集して、その議に付して即時決定してやるようにすることができないか。それから3に「異議の申立をした者が、前

共同事業としてでないと言及しないと思ふ。最近の非常でない例は、静岡縣の府縣農業会田方郡支部が動力噴霧器を十合くらい備えて、郡内の麦の石灰予防剤の散布を一日に六町歩から七町歩くらいずつやつた。それを二回も三回もやつて完全にこの郡内の麦の薬剤散布をした。こういうようなことを伴つて初めて農業の進歩が主産の生産の上に具体化して来る。この法律を成立せしめると共に、一方研究の助長と、そうした農家の薬剤散布に関する農家の自主的の事業というものを発達せしめるように適當な処置を講じ、そういう政策を取つて行くべきだと思ひます。政府においてはこういう点についての何か方法をお持ちであるか、その点をお伺ひしたい。

○政府委員(山瀬利作君) 寺尾委員の只今の御所説につきまして、悉く同感であります。例へば薬を集團的に使つて、或いは共同して防除をするというやうな予算もこの春案は要求をいたしたのでありますが、遺憾ながら実現しませんでした。併しそういう方向に持つて行きたいと考えております。

○寺尾委員 一つお尋ねしたいのですが、第二條の第三項の第三号に、「薬効及び薬害に関する試験成績」という言葉がありますが、この「試験成績」はどういう意味なのですか。公共の試験場で試験した成績という意味なのですか。或いは製造業者がみずからやつた試験、或いはどちらでもいい、こういうふうな……。

○政府委員(山瀬利作君) 特別の制限はございません。

○委員(橋見義男君) いいですか。

○寺尾委員 一應それじゃ……。

○石川雄吉君 一條で「農薬」とは、農作物(樹木を含む)のこの樹木という意味は勿論果樹園とかそういうものが入つてゐると思ひますが、例へば造林地帯の杉とか松、そういうような山林関係の樹木も含んでおる意味でありますか、どうか。一應お伺ひしておきたい。

○政府委員(山瀬利作君) この法律が施行になりましてから瞬間的にみんなが登録を申請しますれば、石川委員のお話の通りでありますけれども、みんなが瞬間的に申請するわけじゃないので、やはり登録を申請するにつぎましても、早く出して貰ふ必要などないです。早く出して貰ふ必要などないです。又事務の都合から言ひましても、余り窮屈なものもあるわけでありまして、やはりこの程度の期間を付けて置くことが適當と認められておるわけであります。

○竹中七郎君 農業の生産上に農薬が必要であることは申上げるまでもないのではありませんが、各都道府縣にこの農薬を割当られる際においては、要求に應じて割当てられるのであるか、何か切符制以外にでも割当の基準があるかどうか、そういうふうなことをお尋ねしたいのであります。それからいよいよ割当てられたところの農薬が、末端においてはどういふふうな方法で保管することになるか、業者が保管するのであるか、或いは需要者が保管するのであるか、その保管については完全なところの設備があるのかどうか、又農薬を使用するのについて、どういふ設備があるのか、又農薬が必要であるかと思ふのであります。これらの準備が整つておるのがあるかどうか、こういうふうな点をお伺ひしたいと思ふのであります。

○政府委員(山瀬利作君) この法律が施行になりましてから瞬間的にみんなが登録を申請しますれば、石川委員のお話の通りでありますけれども、みんなが瞬間的に申請するわけじゃないので、やはり登録を申請するにつぎましても、早く出して貰ふ必要などないです。早く出して貰ふ必要などないです。又事務の都合から言ひましても、余り窮屈なものもあるわけでありまして、やはりこの程度の期間を付けて置くことが適當と認められておるわけであります。

○石川雄吉君 そのあとの方の問題ですが、登録を申請すればそれは二ヶ月間に審査されるわけですから、少くとも二ヶ月の猶予を見ればよいと思ひ、それを更に一ヶ月延長して三ヶ月にするのは、ちつとおかしいのじやないか、こういう感じがするのです。

○政府委員(山瀬利作君) この法律が施行になりましてから瞬間的にみんなが登録を申請しますれば、石川委員のお話の通りでありますけれども、みんなが瞬間的に申請するわけじゃないので、やはり登録を申請するにつぎましても、早く出して貰ふ必要などないです。早く出して貰ふ必要などないです。又事務の都合から言ひましても、余り窮屈なものもあるわけでありまして、やはりこの程度の期間を付けて置くことが適當と認められておるわけであります。

○政府委員(山瀬利作君) この法律が施行になりましてから瞬間的にみんなが登録を申請しますれば、石川委員のお話の通りでありますけれども、みんなが瞬間的に申請するわけじゃないので、やはり登録を申請するにつぎましても、早く出して貰ふ必要などないです。早く出して貰ふ必要などないです。又事務の都合から言ひましても、余り窮屈なものもあるわけでありまして、やはりこの程度の期間を付けて置くことが適當と認められておるわけであります。

○政府委員(山瀬利作君) この法律が施行になりましてから瞬間的にみんなが登録を申請しますれば、石川委員のお話の通りでありますけれども、みんなが瞬間的に申請するわけじゃないので、やはり登録を申請するにつぎましても、早く出して貰ふ必要などないです。早く出して貰ふ必要などないです。又事務の都合から言ひましても、余り窮屈なものもあるわけでありまして、やはりこの程度の期間を付けて置くことが適當と認められておるわけであります。

○政府委員(山瀬利作君) この法律が施行になりましてから瞬間的にみんなが登録を申請しますれば、石川委員のお話の通りでありますけれども、みんなが瞬間的に申請するわけじゃないので、やはり登録を申請するにつぎましても、早く出して貰ふ必要などないです。早く出して貰ふ必要などないです。又事務の都合から言ひましても、余り窮屈なものもあるわけでありまして、やはりこの程度の期間を付けて置くことが適當と認められておるわけであります。

○政府委員(山瀬利作君) この法律が施行になりましてから瞬間的にみんなが登録を申請しますれば、石川委員のお話の通りでありますけれども、みんなが瞬間的に申請するわけじゃないので、やはり登録を申請するにつぎましても、早く出して貰ふ必要などないです。早く出して貰ふ必要などないです。又事務の都合から言ひましても、余り窮屈なものもあるわけでありまして、やはりこの程度の期間を付けて置くことが適當と認められておるわけであります。

○政府委員(山瀬利作君) この法律が施行になりましてから瞬間的にみんなが登録を申請しますれば、石川委員のお話の通りでありますけれども、みんなが瞬間的に申請するわけじゃないので、やはり登録を申請するにつぎましても、早く出して貰ふ必要などないです。早く出して貰ふ必要などないです。又事務の都合から言ひましても、余り窮屈なものもあるわけでありまして、やはりこの程度の期間を付けて置くことが適當と認められておるわけであります。

○政府委員(山瀬利作君) この法律が施行になりましてから瞬間的にみんなが登録を申請しますれば、石川委員のお話の通りでありますけれども、みんなが瞬間的に申請するわけじゃないので、やはり登録を申請するにつぎましても、早く出して貰ふ必要などないです。早く出して貰ふ必要などないです。又事務の都合から言ひましても、余り窮屈なものもあるわけでありまして、やはりこの程度の期間を付けて置くことが適當と認められておるわけであります。

○政府委員(山瀬利作君) この法律が施行になりましてから瞬間的にみんなが登録を申請しますれば、石川委員のお話の通りでありますけれども、みんなが瞬間的に申請するわけじゃないので、やはり登録を申請するにつぎましても、早く出して貰ふ必要などないです。早く出して貰ふ必要などないです。又事務の都合から言ひましても、余り窮屈なものもあるわけでありまして、やはりこの程度の期間を付けて置くことが適當と認められておるわけであります。

○政府委員(山瀬利作君) この法律が施行になりましてから瞬間的にみんなが登録を申請しますれば、石川委員のお話の通りでありますけれども、みんなが瞬間的に申請するわけじゃないので、やはり登録を申請するにつぎましても、早く出して貰ふ必要などないです。早く出して貰ふ必要などないです。又事務の都合から言ひましても、余り窮屈なものもあるわけでありまして、やはりこの程度の期間を付けて置くことが適當と認められておるわけであります。

○政府委員(山瀬利作君) この法律が施行になりましてから瞬間的にみんなが登録を申請しますれば、石川委員のお話の通りでありますけれども、みんなが瞬間的に申請するわけじゃないので、やはり登録を申請するにつぎましても、早く出して貰ふ必要などないです。早く出して貰ふ必要などないです。又事務の都合から言ひましても、余り窮屈なものもあるわけでありまして、やはりこの程度の期間を付けて置くことが適當と認められておるわけであります。

○政府委員(山瀬利作君) この法律が施行になりましてから瞬間的にみんなが登録を申請しますれば、石川委員のお話の通りでありますけれども、みんなが瞬間的に申請するわけじゃないので、やはり登録を申請するにつぎましても、早く出して貰ふ必要などないです。早く出して貰ふ必要などないです。又事務の都合から言ひましても、余り窮屈なものもあるわけでありまして、やはりこの程度の期間を付けて置くことが適當と認められておるわけであります。

○委員(補見委員) 説明員を許可
いたしてよろしくございませうか……
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員(補見委員) ではどう
ぞ……

それを更に一ヶ月延長して三ヶ月にす
るのは、ちつとおかしいのじやない
いのであります。そういう場合には
に應急の農薬が手に入る方法が講ぜら

業として行わないところのものは、こ
の規定から除外されておるものと考え

○政府委員(山本利作) これは届出
は農林大臣宛でございますのでありま
すが、結局地方廳を通じて農林大臣の
ところに届出ることになつてお

○政府委員(山本利作) これは届出
は農林大臣宛でございますのでありま
すが、結局地方廳を通じて農林大臣の
ところに届出ることになつてお

るは説明員の方から述べさせることに
いたしたいと思ひます。第一に現在割
当てております農薬の取扱であります
が、農薬の中にもここに規則の方で統
制いたしておりますものの外には、例
えばボルドー液とか、普通に使われて
おるものは大抵現在需要のバランスが
取れて来まして、自由なる取扱に
いたしておるのであります。そういう
農薬も沢山……ただ砒素でありますと
か、或いは除虫菊製剤、こういうもの
につきましては割当をいたしておるの
であります。その割当をいたしまして
基準は、地方の需要によるのでありま
して、これは需要調査を取つておりま
す。又過去におけるそれらの消費の
実績というふうなこともございするの
で、それらのことを勘案してやつてお
りますが、大体府縣の需要を取りまし
て、これを基礎においてやります。そ
れから農薬を使う噴霧器等は十分ある
かどうかという点でございするが、
今年一割増産をいたしますにについ
て、御承知のように病害虫の防除とい
うことに相当力が入つております。
その場合に噴霧器は相当問題にしたの
であります。大体あるようでありま
す。教はあつてもそれは果樹地帯に固
つておるのじやないか、こういう考え
もあるわけでありませう。併しこれは聞
いて見ますと、只今こういう農機具
を出す。ところが實際農家の方から返
品になつて来るというものは案外噴霧
器が多いのであります。そういう
ところを以て見ても大体あるのじやな
かるうか。固よりすべての農機具に亘
つて不十分だといふ一般的な状況はこ
ざいするけれども、特に農薬につい
ての噴霧器が足りないという事実は認

めておりません。それから保管の設備
等につきましては、これは今までやつ
ておつたことでありまして、新らしく
いう／＼の設備を最近いたしたわけで
はございせん。これは従来通りその
事情についてははしかく不便がないで
あると考へております。私自身はこの
事情について別に聞いたことはござい
ません。それから病害虫は仰せのよう
に、あるところでは不意に効果を生ず
るというのであります。その用意を
して置かなければならぬ。個々の農家
に万遍なく配つて置いたのでは、これ
はだめだといふことは御尤もでありま
して、こういういわば中央予備と申し
ますか、農薬を貯蔵することにいたし
ております。今年はその制度をや
つておりませんが、予算をいたしまし
ては、今年から計上してあります。の
で、いづれこの本会期中に法律案が出
ると思ひますが、肥料配給公団にそ
ういふ予備貯蔵をさせる。全国各地区
に亘りまして予備貯蔵をさせる。それ
に對して政府は補助をする、そうして
大きな害虫の発生がありました場合に、
消防ポンプが動つてくると、こう
いうような恰好にいたしたいと考へて
おるのであります。向この統制以外の
農薬の主なるもの、それから将来見込
みがある天敵につきましては係の者の
方からお答えをいたすことにいたしま
す。協同組合はこの法律の適用を受け
るや否やといふことでもございするが、
協同組合が協同購入をするという範圍
においてはこの法律の適用はございま
せん。協同防除をするという意味にお
きましては適用はございせん。併しこ
購買事業の関連として、みずから作つ
てこれを外にも賣るとか、或いは農薬

を賣るにいたしても、組合員のみ
ならず廣く他の方面にも賣るといふ場
合になりますれば、これはこの法律の
適用を受けるわけでありまして、今度
の協同組合法の立て方としては利用事
業といひますか、その組合員外の事業
の利用といふことを相當廣く認めてお
りますので、それはどうも見るかと
いふような場合も起るうと思ひます。
まあ原則として協同組合が協同組合と
してその組合員を対象とするという場
合にはこの法律の適用はない。少々の
組合員外事業といふことであれば大体
適用はない。こういう解釈をいたして
おります。それから検査をする場合、
即ち十四條の検査報告であります。こ
れは農林大臣が一定の方法を定め、
且つこれを公示することにいたしてお
ります。十五條に支所と書いてござい
ますが、これは將來關西方面、まあ
大阪といふような農産製造の中心地等
に支所を設けたいつもりであります。
政令の内容は、これは職務権限並びに
定員を記載することでもございまして、
現在のところ、定員等につきましては
参考資料は農薬取締法に関する参考資
料として御配付をいたしております。
それから罰則の十七條の對價の問題で
あります。原則として一万円以下
でありますけれども、不正農薬を販賣
した、その價格が百万円あれば、そこ
までは取られ得るということでありま
して、現在のインフレ時代に對應する
一法だといふわけでありませう。現在防
除業者といふようなものはございませ
ん。併し將來段々進んで参りますれ
ば、こういうものも出て来る可能性が
あるものであります。そういう意味か
らこの法律も規定してあるわけであり
ます。

○委員(補見委員) 説明員を許可
いたしてよろしくございませうか……
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員(補見委員) ではどう
ぞ……
○説明員(田口昌廣) 統制外の農薬
の名称でございしますが、これはお手許
に差上げてあります参考資料の第一に
ございませう。これが現在生産配給を行
つております農薬の主なるものでござ
いませう。この中クローリンは、最初の砒
素の砒酸鉛、砒酸石灰、次のニコチ
ン剤の硫酸ニコチン、除虫菊の除虫
菊素、除虫菊乳剤、それから除虫菊エ
キス、その次のデリス剤のデリス根、
デリス粉、デリス乳剤、それから鉄油
乳剤の機械油乳剤、向ホルマリンと農
業石鹸は指定生産資材割当規則によつ
ております。クローリンはクロー
リンに則つてやつております。以上
でございませう。又D.D.Tにつきまし
ては、最近これが実験被究が開始され
ましたもので、近くクローリンに乘る
かと思ひます。それから天敵でござ
いませうが、これは現在配給を行つてお
ります。天敵は野鼠チブス菌のみであり
ます。これを試験場におきまして培養を
いたしまして農家に配給をしておりま
す。尚今後の予想は勿論つきません
が、ベタリヤ、テントウ虫は一部では
絶死しておる模様でございませう。現在
こういう培養菌を以て病害虫を殺すと
いう研究の方法は割合に進んでいるよ
うでございまして、將來はその点相當
の廣範囲の天敵を加へるようなことに
なるかと思ひます。それから防除業
者であります。現在のところ食糧一割
増産を機といたしまして、或る地区で

は買仕事のようにいたしまして、ト
ラックその他で防除薬品を運びまし
て、買仕事的なものをやつておる地区
がまああるように見受けられます。の
で、それにつきましては調査研究をい
たしまして、この該當非該當を決定
したいと思つております。
○竹中七郎君 今後病害虫の防除のた
めには今お話のように防除業者が或る
程度増加するものと考えなくちやで
きないと思ひます。その場合に
防除業者であるといふようなことを農
林大臣まで届出なくても知事に届出た
だけで、その知事に届出したのを農林大
臣に報告するならば、報告するといふ
くらいなことでは止めて置いて差支え
ないではないかと、こう考へるのであ
ります。が、やはり農林大臣まで届出な
くちやでできないといふことであれば、
この防除業者といふものがなせ届出な
くちやでできないのであるか、そういう
ふうな重大な責任があるかないかとい
うことについて一つお伺ひいたした
いと思ひます。
○政府委員(山本利作) これは届出
は農林大臣宛でございますのでありま
すが、結局地方廳を通じて農林大臣の
ところに届出ることになつてお
ります。全般的に國の事務と地方の事
務といふことをはつきりさせました思
想から、大体國の事務については農林
大臣といふことにいたしておるのであ
ります。この前の案は種苗の法律にお
きましては販賣業者の問題もこんなも
のは地方でよいじやないかといふよう
な氣もあるものであります。國の事務
といふような意味から農林大臣にいた
しておるのであります。併しこれはい
わゆる登録と違ひまして、單なる届出

でありまして若しその届出の中に届出になつたところの防除の方法というふうなものに拙いというふうなことがあれば、これは直す機会を農林大臣が持つておるといふ、こういう程度の取扱ひであります。

○岡村文四郎君 一つお伺いをいたしますが、普通農耕に使用します農薬は大部分生産が向上して参りまして、指定農薬と称するものが大体九種類あります。指定生産資材に該当するものが二種類、自由販賣になつておるものが十三種類あるようでありまして、大体これは普通の百姓の使う農薬なのであります。そこで最も原料の不足であり、困難と見られておりますのは指定農薬の中の除虫菊乳剤エキス粉、これが入つておりますが、今年になつてから農林省でもいろいろ御心配願つておるようでありまして、業者の方から除虫菊の干花の統制を外せ、価格を外せという希望があつて、大分それが実現しようという傾向がありましたから、私は會議でもありませんでしたから、自分の意見は農薬として絶対必要とするならばこれは少いものは統制を解いては困るのではないかと、そこで農林省の方で数量を決めて農薬として指定する必要があるなれば解いても結構だと思つて、今の中は集荷製造の統制を完全にするべきであるといふことを申し上げて置きましたが、どうもまだはつきりしないような、うやむやになつて、来年度これの撤廃をしやせんかと心配しておりますが、これはよく御存じだと思ひますが、是非とも生産が挙りますまで、非常に除虫菊については業者があらゆる面に策動いたしまして、非常に心配いたしておりますから、農政局

長は十分そのことは御承知だと思ひますが、先ず当分統制から外すことのないようにして貰ふことが農薬として一番いいと思つております。若し御意見がありましてからお伺ひいたしませう。

それから製造の方も大事であります。この価格について物價廳がお決めるには農業者は一般から申しますと、丁度種苗業者と同じような傾きで、非常に巧妙に働きます部類が多いのであります。去年の今頃であります。除虫菊乳剤エキス粉の原料になります除虫菊の小賣価格をお決めになつて、そこでその当時から断然いけないうことを思つておりました。知らん中に取決められた。その後よくと疑問を持つておりましたが、去年の二十二年度の菊の菊に対して一貫目に十五円という、何でもない、扱ひをせんで、ただグリーンを適度に過ぎないものを、一貫目について十五円という手数料を取つておる。これはエキス一ポンドを生産しますと五貫要りますから、七十五円という百姓即ち使用者は余計なもの拂ひなければならぬことになつております。今年はお蔵で始めたようであります。これは今後どういふことのないように十分に御注意を願ひたいと思ひますから、お願い申し上げます。

それからいろいろな技術その他のこととお話申し上げましたが、各方面からいろいろと幾らどこころがあり、その技術も必要であるようでありまして、実は非常にお仕事がお忙しい関係もあり

ましようし、いろいろな関係でグリーンが下まで廻つて行く、配給せん分でも非常に遅れております。現在北海道では「うんか」が発生しております。使おうと思つても今グリーンによる配給が来ておりませんので、私個人個人が責任を持つて、薬がなくて撒布ができないといふことで方法がつかん。若し文句を受けた場合には岡村個人が責任を持つて、是非間に合ふように配給して欲しい。又持つておる人も渡して呉れといふようなことを言つて、そういうことでグリーンによつて配給されると思ひますので、いろいろ支障が起きます。農薬は時期の問題でありますから、今後そういう時期に十分に間に合ふように仕事をしたいと思ひます。とを特にお願ひ申し上げて置きます。

○政府委員(山瀬利作君) 除虫菊の問題につきましては、統制を外したらどうかという問題があつたことは事実であります。これは御承知のように最盛期から見ますと、今は一割か一割五分というふうな状況に來ております。何としてもこれは生産が第一であり、その生産をするにはいろいろ考へても價格以外に手はない。これは除虫菊に限らず工藝作物について現在のパティ方式では到底いけない。そんなことは説明するまでもなく實際的にも理論的にもいけないのであります。併しパティ方式といふのは非常に強い主張を持つております関係上、何かそのところについて價格を適当にし、増産をする方法がないかという観点から統制を解除したのでございまして、こういうような点は多くあります。その價格統制を止めても私は或る意味でよいと思つております。且つ一般の統制

も農薬に対して今のようなグリーン制度にやなくて、農薬製造業者等にこの需給調整法に基くところの農薬の生産命令を出すということにすれば、そういう統制方式を取れば、まあ集荷等の面倒な統制はせんでもよいじやないかという考え方は持つておるのであります。これは價格が適当であることさえできれば、後は附け足らないのであります。今岡村さんのお述べになりました点につきましては、今後この問題がいろいろ研究されます途上において、私も十分氣を付けて行きたいと思ひます。それから農薬のグリーンが間に合ふようにといふことは、まだ規則施行以來そう日にちが経つておりませんので、そういう御迷惑をかけたのであらうかといふことは至極適當であります。併し間に合ふように使つた行政が非常にうまく行かんとときには、そこを補つて貰うといふことは結構だと思ひます。

○岡村文四郎君 もう一つお尋ねを、お願いして置きますが、局長のお話で除虫菊の統制のお話でありまして、私は非常にお話のうちに干花の数が減つておりますので心配をいたしました。物の統制をして何にもならんと考へております。これは局長も御承知だと思ひますが、現在の日本の除虫菊を作つております業者は、今のところでは農産物であるとか、或いは農機具であるとかいふものの製造業者の中で一番えらいのがおると考へております。

す。そこであらゆる手段を講じて、金の儲かる方へ行つて残されたのでは、結局必要なものがなくなつてせんかといふ嫌ひがありますから、生産が向上して少々取られても、増産が間に合ふ時期までそれは統制をし、價格は喜んで作するように上げて貰つて、パティ計算はお話のようにとても間に合いませんから、少し上げて貰ふ必要が有ります。大体それに菊は三年目でないと收穫が見られぬので、今年價格が高くなつたからと言つて來年即座にできるといふものはありません。そのために下手すると、ここに農林省の方で製品の出荷命令を出しても、数が或る点まで行つていないと、どこに行か知れんやうになるのじやないかと承知いたしておりますから、この点は御研究は結構であります。間違ひのないように、まだ当分價格の、……品物の統制をして貰うより途がないと考へておりますから、念のためお願い申上げて置きます。

○北村一男君 簡単に三點お尋ねいたします。この二條の二項、これの二項が検査の対象になると思つて、何を検査するのであるか、ただこの薬品の成分とか何かだけを検査するの、それからこの三の「適用病害虫、使用方法並びに藥効及び藥害に関する試験成績」を重ねて検査するのであります。若しその薬の効果を検査なさるとすると、季節外に二ヶ月ぐらいの中で作物に対して検査をして見ようがないと思つておりますが、果して申請を受けて二ヶ月以内に農林大臣は登録し、且つ、左の事項を記載した登録票

あらゆる面に策動いたしまして、非常
に心配いたしておりますから、農政局
術も必要であるようでありますが、実
は非常にお仕事がお忙しい関係もあり
格統制を止めても私は或る意味でよい
と思うのであります。且つ一般の統制
であるとかいうものの製造業者の中で
一番えらいのがおると考えておりま
し、且つ、左の事項を記載した登録票
を受けて二ヶ月以内に農林大臣は登録

を交付しなければならぬということ
になつておりますから、二ヶ月以内に
こういうことができるかどうか、この
点についての御見解を伺いたいと思
います。それから私は他の方と違つて農
薬のようなものは、できるだけ農民が
この農薬の知識を向上させて、自分で
いい、悪いを判別することができると
が、窮極の目的でなければならぬ。又
それを早くやるようにしなければなら
んと思ふのであります。いつまでも役
所の御厄介にならんければならぬ。又
厄介をしてやるといふような態度は、
私は賛成ができません。農民の知識、特に
農薬に対する知識の向上普及につい
て、何らかの対策をお探りになるお考
えがあるかどうか、私は探することは当
然のことと考えますが、その辺につい
ての御見解を伺いたいと存じます。そ
れからこの効果がないか、若しくは不
合格品と申しますか、そういうような
薬品は、結局農林省としてはどうい
うに処置なさるか、賣らせないと
いうことだけは分りますし、或いは新
品種の改良というように、或いは新
品種の改良と申しますか、それがも
が、一週間は前朝の朝日新聞にも、肥
料の例を引いて心配をしておた記事
が出ておりましたが、これがもう品質
の改良などをしないで、直ちに横流れ
をする。肥料にはこういう例が多く
ございまして、むしろ横流れをした方
が、採算の面から言へば、算盤にうん
と合うというように、或いは大した効力がない
ということを業者は知りつつ横に流す
という心配が非常に多い、こういうの
に対して、これだけのことで、私は

ただ賣らせないとか、或いは改良をす
べきことを指示するということだけで
は足らんと思ふのであります。そう
いう点については、どういふ御処置を
お取りになるか、この三点についての
御見解を伺いたいと思ひます。
○政府委員(山瀬利作君) この検査を
いたしますのは、先ず薬品でありま
す。その分析といふ意味でありまし
て、これを或る時期に植物に施して見
てという意味の試験ではございませ
ん。それはこの申請書に書いてござ
います。その効能であるとか、或いは又試
験成績の結果を、という点から判断を
するのであります。専ら化学的な成
分内容という点が検査の対象になるわ
けであります。
それから普及の対策でございませ
ん。大体この法律の立て方、又この法律
の根本概念になつておられますのは、
北村委員の仰せになりましたような
基本的な態度を持つておるのでありま
す。又今後農産物生産一般がそういうこ
とでなくちやならぬと思ふのです。そ
れについて新しく農業技術の普及体
制というように、それが確立されること
に相成りますと、それらの機関を通じ
まして、絶えず農民自身が疑問を起さ
せ、又農民自身が工夫をして見ると、こ
ういふような形において進めて行き
たい。そこでこの農薬取締法におきま
しても、全然効能のないものは賣らせ
ないことは勿論であります。されば
いことは勿論であります。されば
いことは一定の規格を定めて、これ以
上でないならばならぬとか何とかい
う。たゞ内容を明らかにして農家に判断を
せしめる、即ち不正な点はなくして
やる、こういうところでありまして、

同時にこの法律が全き効果を挙げます
ためには、やはり農家の判断力という
ことが前提とされておるのでありま
す。従つて今のように新しい技術、
施設といふようなものを通じて、農家
の農薬に対する知識を進めるといふこ
とも考へて参らなければならぬと思
つております。それから又火山の農薬に
ついて、あれだけのこれだのといふ非常
に、これは個人の選択としては迷うの
は当然でありまして、それについては
農林省の方で前から認定農薬という制
度を作りまして、一定の優秀なもの
は、一定の規格に合いましたものは、
これを推奨する制度を作つておりま
し、そういうものを使へば間違いない
といふこともいたしておるわけであ
ります。それから不正なもの、或いは
効能のないものは、これは登録をさせ
ないといふのであります。又、即ち初め
から販賣はできない、又そういう不正
なものを買つておれば、その品物は没
收されることであるとか、これは後ろ
の方に書いてあります。
○北村一男君 ちよつと第三番目のお
答へですが、これはまあこの法律正面
に謳つておるだけでございませう。肥料
だつてやはり横には流れない筈の肥料
が、少し品位の落ちておるものは、今一
俵四千五百円くらいで農村に流れて出
ておるといふ状態から考へまして、農
林省の眼の届かんルートを通過して、農
薬であれ、肥料であれ、流れて行く
といふことは、ただあれさえ買いたけれ
ばどんな苦勞をしてでも流れること
は、これは私が申すまでもないこと
であります。ただそうさせないことに
するとか、登録しないといふことだけ
で十分だと思へるかどうかとい

うことを、重ねてお伺ひいたしたい
と思ひます。それでそういう不正の農薬
が農村に入ることを防ぎ得ると考へ
になつておるかどうか。実際にい
それを伺ひたいと思ひます。
○政府委員(山瀬利作君) 農薬につ
きましては、これは肥料とは多少事情も
違つておると思ひますので、農薬につ
いては先ずこういう法律でもできまし
て、すべての農薬を一度登録をして見
て判別をいたしますれば十分目的を達
し得るのじやないかと考へておりま
す。肥料とはそこに多少事情の違ひ点
があると思ひます。
○寺尾博君 第二條の三項ですが「農
業審議会の議決を経て」と、こういう
ことがありますが、農業審議会の議決
によつてこれは登録されしめるべき
のか否かといふことが決まるわけ
です。その決まつた結果は個人の営業
の上に著しい影響が来るわけですが、
この農業審議会の議決といふものは
非常に重要な関係を持つて来るもの
であると思ひます。これはどういふこ
を基準にして、登録すべきか、すべ
からざるかの可否を決定するやうなこ
になるか。この点は非常に法律施行上
重大な問題になつて来ると考へます
ので、相当しつかりした基準でも示し
ないと、問題が起るのじやないかと思
うのですが、これに關する政府の用意
はどういふふうに考へますか。
もう一つそれと自然關係して来ます
が、同條第二項の二号「農薬の種類、
名称、物理的・化学的性質並びに有効成
分とその他の成分との別にその各成分
の種類及び含有量」といふのと、それ
から先程北村さんも御質問になりまし
たが、その次の第三項の「適用病害虫、

使用方法並びに藥効及び藥害に關する
試験成績」と同じやうなことが當然第
七條にあるわけですが、そういう技術的
の記載があるわけでありませう。これは
その記載の仕方は結構如何なる程度に
も現わし得ると思ひます。極く荒つて
書かれるし、又非常に詳しく書ける
。これもみずから申請者としては、
どんな標準でこの記載をすべきかとい
うことを知る必要があると思ひます。
これについて何か特に施行細則のよう
なもので説明するやうなことになるか
どうか、そういうやうな点についてお
伺ひしたいと思ひます。
○政府委員(山瀬利作君) この登録を
實際やるかやめぬかといふ何らかの基
準がなければ非常に問題があるとい
ふことは、仰せの通り法律には現れて
おりませんが、結局この法律の鍵を
いふことをなすのではないかと考へ
ます。今の点が……そこでこの法律を
通じて、一定の規格といふやうな
登録をするところの一定の規格とい
ふやうなもの、法律で決めてもおり
ません、要求もしておりません。併し
この農業審議会の議決を経てやる。そ
こで自ら、例えばニコチンにしても、
私は素人でよく分りませんけれども、
何%含んでいなければ駄目だといふ
やうなことが勿論あるに違ひない。そ
ういふことが、農薬が農薬として効力
を発揮し得るやうな最低限度の要件は
これは当然備えていなければならぬ
と思ひます。それらのことにつきまし
ては、農業審議会において、左様な一
つの規律というやうなものを審議して
つて設けるということにいたしました
考へであります。又第二條の登録を申
請いたしますについての記載の精粗であ

ります。成る程化学的性狀といひますと、どこからどこまでと切りがない話であると思ふ。つきましては一つのサンプルを取つて、これにはこの程度というふうなことを、農薬の審査に必要程度の事柄を、雛形でも作つて、これは農薬協会というふうなものもございまして、業者の方と連絡をいたしまして、業者の人達にも知つて貰うという手続方法を取ることが適當だと思つております。

○寺尾傳君 今の点で、農薬審議會の議決につきましては、これだけで見るという、農薬審議會が冒すべからざるような恰好に見えるのです。實際はそうすると、今日までの農薬に関する化学的或いは生物学的研究の結果に基づいて、その当該農薬が登録に適合するかどうかというのを決定すると、こういうふうな意味にもなるのです。

○政府委員(山添利作君) 農薬審議會の構成メンバーは、主として農薬に関する専門家が主でありまして、固よりそういうことでなければならぬと考へております。関係の官吏でありますとか、或いは学識経験者でありますとか、或いは農家の代表も加えますけれども、この審議會はそういう専門家を以て構成するのであります。そして、それではそれが普通のいわゆる輿論のごとき恰好であるかと言へば、それはそうではない。やはり今までの学問的な試験研究に基づく基準というものに即してこの審議會が決める、こういうことだと考へております。

○寺尾傳君 どうもまだ審議會が学識経験者、専門家、それだけのオーソリテイのある人によつて構成されるから、審議會の決定したものは權威がある。

る。こういうふうな意味か、又こういうふうな個人の利害に関するものを、そんな程度のことでは決定し得るかどうか。既往の研究の根拠により、例えば或る成分を、これ以下に含んでおるものは有効と言わないというふうなことが確立された事実としてあるような場合、それがすつかり明らかになつたような場合は、これは權威ある個人の感想や、そういうことでなく、自然法則によるものだろう、併しそれらの場合でも、こういう個人の利害に關したことを決定するに當つては、相当規則のよう、法律のよう、何か形式的の基準が必要ではないかと思ひます。ただ權威、學識とかということのオーソリテイによつて決定するといふようなことでは、法律的にはどうもやり得ない場合があるかと思ひます。この農薬審議會の議決といふことについては、専門家を中心に入れることは勿論のことですけれども、議決の形式なりその實質については余程慎重な考慮を要すべきものだと思ひます。特にその点を政府は十分にお考へになつて頂きたい。希望を申上げて置きます。

○委員長(補見義男君) 本日はこの程度で散会にします。

午後零時十一分散会

出席者は左の通り。

委員長 補見 義男君
理事 羽生 三七君
高橋 啓君
委員 木下 源吾君
北村 一男君
西山 龜七君
石川 準吉君

政府委員

農林事務官
(農政局長)

説明員
農林事務官
(農政局資料課長)

山添 利作君
田口 昌廣君

木村三四郎君
竹中 七郎君
宇都宮 登君
岡村文四郎君
河井 彌八君
寺尾 博君
藤野 繁雄君
廣瀬與兵衛君